建設業者団体の長 殿

国土交通省土地·建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」(令和2年4月17日付け国土建第18号)(以下「4月17日付け通知」という。)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更))において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があり、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止対策につきましては、引き続き、4月17日付け通知の「2.施工中の工事等における感染拡大防止対策につきましては、引き続き、4月17日付け通知の「2.施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日版)」等を参考に、適切なご対応をお願いいたします。

なお、地方公共団体における工事等の一時中止措置等につきましては、別添1のとおり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、国土交通省直轄事業における対応についても、別添2のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせいたします

また、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないよう、引き続き、十分に配慮していただきますよう、宜しくお願いいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするととも に、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

別添1

※別紙は省略

事務連絡

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿 各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿

企画部長殿

営繕部長 殿港湾空港部長 殿

北海道開発局 事業振興部長 殿

営繕部長 殿

各地方航空局 総務部長 殿空港部長 殿

全 俗 郎 丧 殿 保 安 部 長 殿

国土技術政策総合研究所 総務部長 殿

管理調整部長 殿

国土地理院総務部長殿

国土交通省

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後 における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1)に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管

第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2)に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、引き続き、工事等の対応について、4月7日通達のI2、I3及びII並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、本日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部(第 14 回)において、国土交通大臣より、国土交通省所管の団体等が作成している感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防対策を確実に実践することが不可欠であり、ガイドラインを個々の事業者に周知して感染予防に万全を期すべく、改めて関係業界等に要請するよう指示があったことも踏まえ、引き続き、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和 2 年 5 月 14 日版)」(「「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和 2 年 5 月 14 日版)」の作成について」(令和 2 年 5 月 14 日付け国土建第 18号。別紙 3)の別添 1)及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注) 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ https://corona.go.jp/

事務連絡

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿 各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿

企 画 部 長 殿

営繕部長 殿

北海道開発局 事業振興部長 殿

営繕部長 殿

国土技術政策総合研究所 総務部長 殿国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長 大臣官房官庁営繕部管理課長 大臣官房官庁営繕部計画課長 北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた 国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保 に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号)に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。